

中国を見て・感じて・探る…大連事務所発のレポート

NNA(ニュースネットアジア)が配信する「The Daily NNA 中国総合版」より

中国人の日本観光ビザ、7月から条件大幅緩和

日本の外務省は18日、一定の条件を満たす中国の個人観光客を対象とした、観光査証(ビザ)の申請条件を、今年7月1日から緩和すると発表した。規制緩和による、中国人観光客の増加を狙う。

個人向け観光ビザの申請受付については昨年7月から試験的に開始、年収25万円(約340万円)以上の富裕層を対象に試験的に発給を行っていたが、試行期間終了に合わせ、同6万元程度まで下げるなど条件を大きく緩和する。

申請を受け付ける在外公館を従来の北京、上海、広州の3カ所から7カ所まで拡大、中国本土の全公館で申請を可能とする。

また取扱旅行会社も従来の48社から290社まで拡大する。対象者の条件についてはこれまでの「十分な経済力を有する者」から「一定の職業上の地位および経済力を有する者」に変更するとしているが、今回の発表では所得など具体的な内容には触れていない。

外務省によると、昨年の中国人に対するビザ発給数は75万4,817件。このうち個人向け観光ビザは7,688件だった。

いよいよ大連市でも、個人の日本旅行に対するビザが所得できるようになった。今までは、中国人が個人で日本へ行く場合は、ビザが必要で、日本側の行く先(会社や団体など)から招聘状や身元保証書を作成・送付してもらい、その書類とパスポートを持って駐中国日本大使館・領事館へ申請する。審査が通れば、やっと日本へ入国できるビザが取得できる。

2000年9月からは、4人～40人の団体旅行の場合は、指定する旅行会社からの申請によって、添乗員が付くことなどが条件で2週間以内のビザが発行されるようになり、団体旅行であれば中国人も日本観光へ行けるようになった。

昨年からは、一定の収入があることなどを条件に北京・上海・広州の日本領事館に限定して、その都市に居住する中国人に限定して個人観光ビザを試験的に発給していた。

7月からは、瀋陽、重慶、青島などの領事館、大連出張駐在官事務所でも申請ができるようになり、その都市の人たちも個人観光ビザが取得できる。公式には「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」であるが、中国ではVISAなど世界的クレジット会社のゴールドカードを所持していれば発給されると噂されている。

今年の春節期間中、大連市から海外に観光に行った中国人は約6000人で、その内約3000人が日本へ旅行に行った。これらの観光客は、ほとんどが団体ツアー旅行への参加者で、京都・大阪、富士山、東京、北海道が主な訪問地だ。

個人型旅行のビザが取得できるようになれば、さらに多数の中国人観光客が日本を訪れるだろう。今まで、不可能だった日本の知人や日本に留学している子供を訪ねる旅行や、家族で自由に観光地を選んで日本を旅することが可能となる。

最も増えるのは、やはり秋葉原の電気街や銀座のブランドショップに押し寄せる中国人富裕層の日本旅行リピーターだろう。最近では、日本の食材や日用雑貨品を買い求めに日本に旅行する中国人も少なくないそうだ。

また、中国で注目されているのは、医療観光。がん早期発見の最先端医療機器を所有する日本の病院へ検診を受けに行くことを主目的としたものだ。今や、中国の富裕層は、欲しいモノはなくなり、ただ健康だけが欲しい人も多くいるようだ。

いずれにしても中国人の観光客が増加することは間違いない。そして、日本の目的地を旅行社だけが決めるのではなく、個人でも決められるようになる。今後、日本の各地域の中国観光客誘致合戦が激化するだろう。